

2023年 3月 17日

枚方市教育委員会

教育長 尾川 正洋 様

教育研修課長 倉田 仁司 様

枚方教職員組合

執行委員長 有馬昌代

## 新たな研修制度に関する要請書

文部科学省は8月31日、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正を受けて、「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について」を通知しました。

いずれも免許更新制を「発展的に解消」した新たな研修制度の構築に関するものです。新たに義務付けられた「研修履歴の記録」と「受講奨励」は、教職員の研修そのものを根本的に変質させるとともに、負担増大と管理統制の強化をもたらすことが危惧されます。

この通知の中の「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」と「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」等をもとに「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を改定し、「研修履歴の記録」と「受講奨励」を具体化されるにあたり、下記のことを要求します。

### 記

1. 研修の主体は教員であり、自主的、民主的に権利として保障されるべきものである。研修に関し職務命令や人事上の処分は行わないこと。
2. 研修履歴の記録は個人情報である。あくまでも記録にとどめ、人事評価や人事管理など目的外の使用は行わないこと。
3. 負担軽減の観点からも、研修履歴の記録は必須研修の内容にしぼるなど、最小限とし、記録の内容も研修名と時期程度の簡素なものに留めること。
4. 教員の研修テーマの設定については、教員本人の考えを尊重し、管理職がテーマ設定を行うようなものにしないこと。
5. 研修の受講確認にあたっては「レポート」や「知識・技能の習得状況を確認するテスト」など教職員の新たな負担を生じさせないこと。
6. 「対話を通じた受講奨励」はそもそも行うべきではないし、抑制的であるべきである。教員本人の意思を尊重し、特定の研修の強制や不当労働行為、ましてやハラスメント行為につながるなどあってはならない。このことを周知すること。管理職以外の教師に「受講奨励」を行わせないこと。
7. 「受講に課題がある」「指導に課題のある」という判断は極めて主観的である。ハラスメント行為につながる恐れもあり、こうした判断を行わないこと。

8. 文科省「ガイドライン」には「研修を行った結果として各教師が発揮した能力や挙げた業績については、人事評価の対象となる」との記載があるが、研修受講を人事評価の対象としないことを言明すること。
9. 研修受講について職務命令を行わないこと。
10. 研修主事などは職員間の連携を阻害し、担当者の負担を増す。「研修主事」の設置を押しつけないこと。
11. 教特法第22条第2項に定められた「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて」おこなう研修を抑圧したり、研修の主催者によって差別したりすることなく、教員の自主的・自発的な研修を保障すること
12. 教職員が旺盛に研修を行うことができるよう、長時間勤務の解消、教職員の大幅増員、持ち授業コマ数の上限設定など、いっそうの条件整備に努めること
13. 法定研修や「職務としての研修」は、所定の勤務時間内に実施し、受講者の費用負担が生じないようにすること
14. 「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」の運用が、教員を委縮させたり、ハラスメントの横行や特定の教員の排除につながらないようにすること
15. 引き続き教員研修に関しては組合に対して、情報提供を行うとともに、誠実に対応をすること。

以上